

役員報酬の基準変更の概要

1 趣 旨

平成 24 年 3 月 30 日付けで公立大学法人熊本県立大学理事長から設立団体の長である熊本県知事に対して、地方独立行政法人法第 48 条第 2 項の規定により役員報酬の基準に係る変更届出がされた。

今回、同法第 49 条第 1 項の規定により当該届出について評価委員会に通知したものの。

評価委員会は、同第 2 項の規定により第三者機関として客観的及び専門的見地から、当該基準が社会一般の情勢に適合したものであるかを精査し、知事に対し意見を述べることができる。

2 変更の概要について

(1) 基準の名称 「公立大学法人熊本県立大学の役員の給与に関する規則」

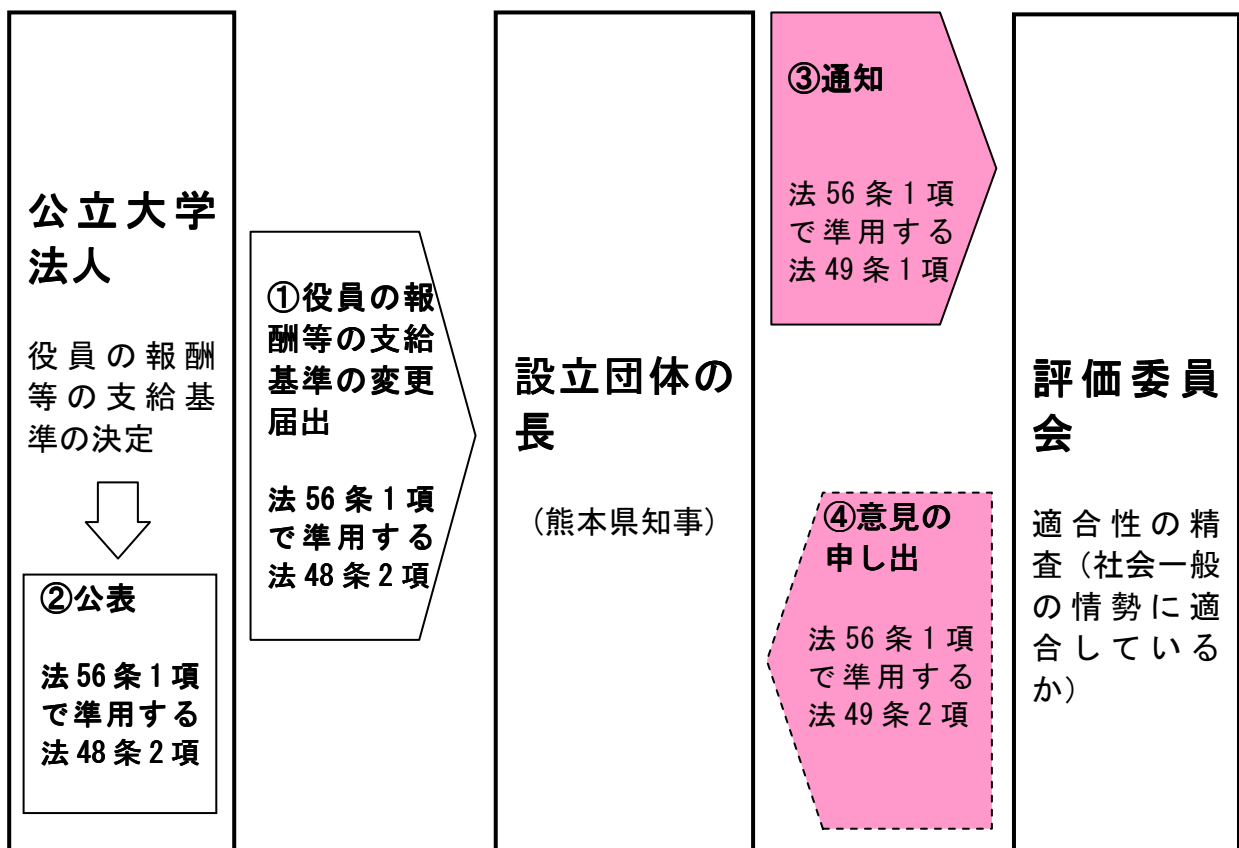
(2) 変更日 平成 24 年 4 月 1 日

(3) 変更内容

常勤役員（理事長、副理事長及び常勤理事）に係る基本給月額額の減額

※国家公務員「指定職俸給表」の 1～5 号俸と同額

3 手続に係るイメージ図



【参 考】

地方独立行政法人法

(役員の報酬等)

- 第48条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第56条第1項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第49条 設立団体の長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

- 第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第48条第3項中「実績及び認可中期計画の第26条第2項第3号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。
- 2 第50条第1項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。